

一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について

令和 5 年 1 1 月 1 日

経済産業省 製造産業局

化学物質管理課 化学物質安全室

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 40 号）」に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 8 条による一般化学物質の製造数量等の届出及び第 9 条による優先評価化学物質の製造数量等の届出の際に、「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」を必要に応じて添付することとなっております。

化審法のスクリーニング評価・リスク評価の実施に当たり、化学物質の構造・組成等の詳細な情報が必要な物質を毎年度検討し情報収集することで、より適切な化学物質の評価を進めております。

つきましては、2024 年度届出（2023 年度実績）において、別紙 1 に掲載した優先評価化学物質について届出する際は、様式¹に必要事項を記載し、添付をお願いいたします。記載の際は、別紙 2 及び様式にある記入例をご参照ください。

化学物質が取り扱われている実態を把握し、適切なリスク評価を進めてまいりたいと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

¹ 様式（Excel ファイル）は以下の URL に掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_osei_tenpusyorui_2024.html

届出対象物質についての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を添付する必要がある物質＜2024 年度届出（2023 年度実績） 分＞

●一般化学物質

2024 年度届出（2023 年度実績） 分の対象物質はございません。

●優先評価化学物質

通し番号	優先評価化学物質の名称
1 7 5	ナトリウム＝アルケンスルホナート（C＝1 4～1 6）又はナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（C＝1 4～1 6）
以下の CAS 登録番号（CAS RN）については、添付書類の提出は不要です。 4615-11-6、4615-13-8、6203-63-0、6203-64-1、7355-88-6、13502-13-1、 13502-15-3、13502-20-0、13513-23-0、13513-24-1、13513-36-5、13513-40-1、 13513-47-8、20275-74-5、65412-44-4、93941-93-6、189313-53-9	

【選定理由】

リスク評価（一次）評価Ⅱを実施するに当たり、環境モニタリング調査時の適切な対象物質設定及びリスク評価（一次）評価Ⅰよりも詳細な有害性情報入手のため、当該物質の詳細な構造組成等の実態把握が必要なことから選定いたしました。

様式（Excel ファイル）は、以下 URL からダウンロードをお願いいたします。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_sosei_tenpusyorui_2024.html

届出対象物質についての構造・組成について参考となる事項

～記載要領～

<様式>

[illegible]

届出書 1. に記載した情報を転記してください。
なお、法人代表者の氏名の記載は必要ありません。

届出書2. (1) ③、④、⑤に記載した情報を転記してください。

様式（Excel ファイル）にある記入例をご参照いただき、記載をお願いいたします。
本記載要領にも記載にあたっての注意事項等を記載しておりますので、ご参照ください。

確認事項に当てはまる項目がある場合は、チェックボックスに☑をお願いいたします。

＜記載にあたっての注意点＞

○届出対象物質についての構造・組成について参考となる事項を記載した書類（以下「添付書類」という。）は、適切な化学物質の評価を行うため、当該物質の構造・組成等の情報をご記載いただくための書類です。

○同じ優先評価化学物質の通し番号に該当する異なる化学物質を製造しているなど、届出を複数行う場合は、届出書毎に当該添付書類を作成し、それぞれ届出書に添付してください。

○当該物質の構造に関する情報、構造別・用途別の出荷数量を記載してください。

※届出書では都道府県別・用途別に出荷数量を記載いただきますが、本添付書類は構造別・用途別となることにご注意ください。

- ・届出物質が複数の構造からなる混合物の場合は、構造毎に行を分けて記載してください。
- ・1つの構造について複数の用途がある場合は、用途番号毎に行を分けて記載してください。
- ・構造別にした際に全ての用途別出荷数量が1 t未満になる場合は、「3. 構造・組成等の情報」のご記載は不要です。その場合、様式下部の「＜添付書類提出にあたっての確認事項＞」の該当チェックボックスに☑をお願いいたします。
- ・輸入した物質全量を自社内中間物として使用している場合は、「3. 構造・組成等の情報」のご記載は不要です。その場合、様式下部の「＜添付書類提出にあたっての確認事項＞」の該当チェックボックスに☑をお願いいたします。
- ・構造別に記載いただくため、用途別の出荷数量が届出書と異なる場合があります。その場合、様式下部の「＜添付書類提出にあたっての確認事項＞」の該当するチェックボックスに☑をお願いいたします。（複数可）

<各項目の記載上の注意点>

1. 届出書情報

届出書1. に記載した以下の情報を転記してください。

- ・ 届出者の氏名又は名称 （法人代表者の氏名の記載は必要ありません。）
- ・ 法人番号
- ・ 担当部署
- ・ 担当者氏名
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス

2. 物質情報

届出書2. (1) ③、④、⑤に記載した以下の情報を転記してください。

- ・ 官報整理番号1
- ・ 物質名称
- ・ CAS 登録番号 (CAS RN)
- ・ 官報公示名称2
- ・ 官報整理番号2
- ・ 官報公示名称3
- ・ 官報整理番号3

3. 構造・組成等の情報

以下の注意点に加えて、様式に記載している注記及び記入例をご参照いただき、記載をお願いいたします。

- ・ 用途番号及び詳細用途番号

届出書3. (3) ⑭用途番号欄に記載した用途番号及び詳細用途番号を記載してください。

- ・ 出荷数量

構造及び詳細用途番号毎に出荷数量を記載してください。

構造別出荷数量の確認が困難である場合は、製造時の組成情報又は輸入時の組成情報から構造別の割合に按分して記載してください。

<添付書類提出にあたっての確認事項>

該当する項目がある場合は、チェックボックスに☑をお願いいたします。

<添付書類の提出方法について>

詳細は「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」をご参照ください。

なお、電子申請又は光ディスクによる届出の場合は、ダウンロードいただいた様式のファイル名を以下のとおりご修正の上、届出書作成支援ソフトで届出書に添付して届出してください。

- ・ファイル名は、以下を参考に事業者名を記載してください。

例： youshiki_yusen_175_経済産業株式会社.xlsx

- ・同じ優先評価通し番号に該当する添付書類が複数ある場合は、ファイル名末尾に枝番を追記してください。

例： youshiki_yusen_175_経済産業株式会社(1).xlsx

youshiki_yusen_175_経済産業株式会社(2).xlsx

youshiki_yusen_175_経済産業株式会社(3).xlsx

・
・
・

<添付書類に関するお問合せ先>

- ・「3. 構造・組成等の情報」の設問について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

化学物質管理センター 化学物質同定課

WEB 問合せ：NITE 化審法連絡システム

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>

※お問い合わせ分類は「5. 一般化学物質等の製造数量等の届出手続きに関するお問い合わせ」を選択してください。

TEL： 03-5738-2860

- ・その他の問合せ

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 既存管理班

お問合せメールフォーム：

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

※「お問い合わせ種別」は「化審法（上記以外）」を選択してください。

TEL： 03-3501-0605